

11月21日は投票日

衆議院議員総選挙と最高裁 裁判官国民審査



よい人えらんで明るい政治

お願い

区会長・町内会長・自治委員・隣組長さんへ

こんどの総選挙は、あと25日で行なわれます。このため補充選挙人名簿登録申請書の受付等投票に必要なことを有権者のみなさんに知っていただくために、この特集号を発行しました、すぐ各世帯へお配りくださいますようお願いいたします。

選挙特集号 市政だより号外

昭和38年10月26日

くらしの要求を投票へ

11月21日は、衆議院議員の総選挙と、最高裁判所の裁判官の国民審査の投票が、全国いっせいに行なわれます。

楽しい豊かな生活を夢みながら、一生懸命働いても、差し引かれる税金が高いとか、交通費がまたまた高くなったとか、家庭をもつのに安い家がほしいなど、毎日のくらしに直接ひびく問題は、そのときの政治によってきめられます。

日ごろのくらしの要求を、清く正しく、あなたの一票に反映させましょう。

本紙では、こんどの選挙に必要な、補充選挙人名簿の作製のことや、選挙人名簿の閲覧のこと、投票上の注意などをのせています。よく読んで、まちがいのないように、そして一票をムダにしないようにしてください。

投票所の一部かわる

門司の伊川、若松の28区 戸畑の大谷地区

11月21日の選挙から、つぎのとおり門司区の伊川地区はあらたに投票所がふえ、若松区の28区は投票区の区域が一部かわり、戸畑区の大谷地区は投票所がかわりました。

〔門司区〕伊川地区に新しく投票所が設けられ、ここからは、伊川公民館で投票できることになりました〔若松区〕28区の13組の人は、第13投票所(日本板硝子構外集会所)で投票していただきます。また、新しく28区に16、29、30組ができましたが16組の人は、第13投票所(日本板硝子構外集会所)で投票することになりました。29、30組の人は第17投票所(有毛公民館)で投票します。〔戸畑区〕大谷地区の投票所は大谷小学校にかわりました。いままでは大谷公民館でした。

以上のとおりです。入場券には投票所を書いてあります。

よく聞き よく見て よく選ぶ

こんどの衆議院議員の総選挙では立会演説会や個人演説会、選挙公報新聞、ラジオ、テレビなどで候補者の経歴、政見を発表します。

よく聞き、よく見て、わたくしたちの真の代表として恥かしくないひとを選びましょう。

立会演説会は本市では、つぎのとおり開かれます。おきそいあわせのうえおいでください。

日 時	会 場
11月5日後1時	八幡区八幡小学校
11月5日後6時	戸畑区沢見小学校
11月6日後1時	若松区二島小学校
11月6日後6時	八幡区高見小学校
11月8日後6時	八幡区前田小学校
11月18日後6時	若松区文化体育館
11月19日後1時	八幡区熊西中学校
11月19日後6時	戸畑区文化ホール
四 区 関 係	
11月5日後1時	門司区体育館
11月5日後6時	小倉区曾根小学校
11月6日後1時	小倉区清水小学校
11月6日後6時	門司区丸山小学校
11月7日後1時	小倉区中島小学校
11月8日後1時	小倉区北方小学校
11月19日後1時	小倉区堺町小学校
11月19日後6時	門司区文化会館

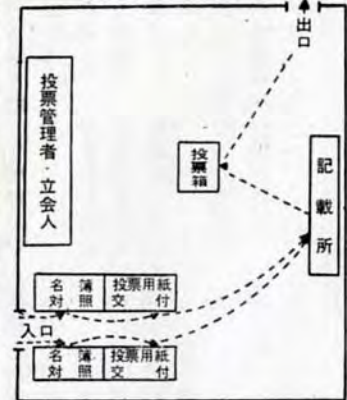
このように、重要な職務を行なうので、最高裁判所の裁判官は、内閣が任命し、直接国民の信任によって任命されないで、任命後、初めて行

最高裁判所の 国民審査

衆議院議員の投票と同じで、選挙の選挙権があれば国民審査の投票もできます。

ようという投票が多かったときにはやめなければなりません。

投票の順序



入場券を出していただき、選挙人名簿と対照して、投票用紙をお渡しします。

そのさい、衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙は同時に

二枚の投票用紙

投票所にはいると、まず、入場券を出していただき、選挙人名簿と対照して、投票用紙をお渡しします。

そのさい、衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙は同時に

二枚の投票用紙

投票所にはいると、まず、入場券を出していただき、選挙人名簿と対照して、投票用紙をお渡しします。

そのさい、衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙は同時に

二枚の投票用紙

投票所にはいると、まず、入場券を出していただき、選挙人名簿と対照して、投票用紙をお渡しします。

そのさい、衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙は同時に

二枚の投票用紙

投票所にはいると、まず、入場券を出していただき、選挙人名簿と対照して、投票用紙をお渡しします。

そのさい、衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙は同時に

二枚の投票用紙

投票所にはいると、まず、入場券を出していただき、選挙人名簿と対照して、投票用紙をお渡しします。

そのさい、衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙は同時に

二枚の投票用紙

最高裁判所の裁判官の国民審査は、やめさせたいと思うひとの氏名の上に×印を、やめさせないひとは何も書きません。どこに×印をつけたか

五市合併により発足した、本市では、衆議院議員総選挙の選挙区はいままでどおり、二区(若松区、八幡区、戸畑区)と四区(門司区、小倉区)の二つに分れています。

選挙区は二区と四区

投票の秘密は守られる

あなたがだれに投票したかは、おしやかにしてもわかりません。もちろん、だれに投票したか、ということも、警察や裁判所でも調べることはできません。

投票の秘密は、憲法で完全に守られています。

義理や人情、買収、供応によって投票することなく自信をもって、堂々と投票しましょう。



一票でママは政治のお洗濯

11月21日の衆議院議員総選挙と最高裁判所の裁判官の国民審査の二つとも、選挙権はあっても、基本選挙人名簿が補充選挙人名簿のどれかにのっていないと投票をすることができません。

こんどの選挙のために、補充選挙人名簿をつくりたい。あらたに選挙権ができたかなど、つぎに該当するひとは申請をしてください。

補充選挙人名簿をつくる 名簿にないと投票できぬ

この補充選挙人名簿は、11月16日から11月17日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、前記申請場所(出張所、分室を除く。)で縦覧します。

もし名簿に名前がのっていないと投票できませんので、すぐ、自分の住んでいる区の選挙管理委員会事務局へ申し出てください。

入場券を紛失した場合は、再交付しませんが投票の当日本人にまちがいないことを証明できるものをもって、投票所の受付に申し出てくださ

投票日に投票できない人は、投票日に行きたくて投票できない人がいます。しかし、どうしても投票当日、投票所に行けない人(法律で許される範囲内)も選挙管理委員会や病院、船内などで、選挙の告示日から投票日の前日まで(毎日午前8時30分から午後5時まで)投票することができます。

投票日に投票できない人は

この投票の方法を不在者投票といいますが、特例として認められているものなので非常に厳格に取り扱われます。投票日に投票所に行くことができないことの証明書などが必要で、

入場券を忘れずに

11月21日の総選挙にかぎって投票時間が午後8時までになりました。

投票時間は午後8時まで

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

目が見えない人は字を書けない人は

有権者の中で、目の不自由な人で点字のできるひとは、点字による投票もできます。

また、体の不自由な人や、字の書けない人でも投票所で申出ていただければ、選挙事務従事者が代って書いてくれます

公明な選挙を

最近、よく公明選挙といふことを聞いたたり、見たりします。

公明選挙とは、あかるく正しく行なわれる選挙だということ、だれでもよく知っていることでもあり、また、公明な選挙が行なわれるように願っているはず

しかし、買収や供応は、選挙がおこなわれるたびにふえてきています。投票をするひとと義理や人

選挙のたびに

ふえる違反行為

選挙管理委員会と公明選挙推進協議会では、つぎのように呼びかけています。ぜひ、

情で投票したりして、だいたいな一票をむだにしています。

このようなことがふえてくればよい民主政治は行なわれず、わたくしたちの住んでいる町や国はだんだんと住みにくくなってくるでしょう。

とくに、こんど行なわれる衆議院議員総選挙は、わが国の民主政治を行なうために重要なみをもっています。

あなたも賛同してください。

- 一、わたしは、選挙法を守ります。
- 一、わたしはわたくしの権利である投票の自由を守ります。
- 一、わたしは、買収、供応をする人に投票しません。
- 一、わたしは、政治をよくするため公明選挙運動に参加します。

もれなく投票を

公明選挙運動は有権者のすべてが投票に参加するのものです。今春行なわれた地方選挙や、参議院議員補欠選挙ではよい投票率といえませんでした。

昭和35年11月20日の衆議院議員の総選挙の投票率は市内平均六十六・九八%でした。

ポスターは電柱にはれない 選挙法の一部かわる

こんどの衆議院議員総選挙にかぎって、選挙法の一部が

つきのように変わりました。

- 投票時間は午前7時から午後8時までとなりました。
- 選挙運動用ポスターは、区選挙管理委員会が設けたポスター掲示場以外には、はることはできません。板塀や電柱には、はれません。
- 連呼行為が、午前9時から午後5時まで認められた。
- テレビで経歴放送ができる

新聞による広告は従来の3回が5回になりました。

政治活動は投票当日は禁止されることになりました。



選挙上は御用心 那須良輔

5月に、市内に入転した方が：
問い わたしは5月18日、福岡市から八幡区に転居しましたが、こんどの選挙では、どうすれば投票できますか。

30日、大分市から若松区に転居してきました。こんどの選挙は、どこで投票できますか。春の地方選挙では大分市で投票しましたが。

分市選挙管理委員会に投票用紙を請求すれば不在者投票ができます。不在者投票の手続は、区選挙管理委員会に問い合わせてください。

2日から11月9日の間に補充選挙人名簿登録申請書を出してください。ただし選挙区が二区から四区に変更になりましたので候補者に注意してください。

せん。このため、以前の投票所でないと投票できませんのでご了承ください。

カ月以上になりまして、11月2日から11月9日まで八幡区選挙管理委員会か区役所の出張所に補充選挙人名簿登録申請書を出してください

北九州市で投票するためには市内に3カ月間住所がなければなりません。つまり11月1日現在で補充選挙人名簿を作るため、8月1日から引き続き居住していることが必要なので、あなたは北九州市で投票できません。前住所の大分市の選挙人名簿に登録されていますので大分市で投票することになります。この場合、北九州市若松区に住んで

市内異動した方が：
問い わたしは9月15日に戸畑区から門司区に転居しました。こんどの選挙は、どのような手続をとれば投票できますか。戸畑には二年間住んでいました。

区内異動した方が：
問い わたしは小倉区の曽根から、同じ小倉区の中井口に住所が変更されました。入場券は遅れながらも受け取りました。以前の住所の投票所になっています。新しい住所地で投票できませんか。

問い 10月15日現在で満二十才になります。父母や姉にはすでに入場券がきていますが、私はどうなりますか。

選挙人名簿問答

問い わたしは、転動のため、9月

11月1日現在で補充選挙人名簿を作りまして、あなたは北九州市内に3カ月以上引き続き居住していることになり

同一区内の異動は、1年間(昭和37年12月20日から昭和38年12月19日まで)は投票所を変更することはできません。

問い わたしは、有権者の対象となります。あなたは選挙人名簿にのっていないので11月2日から11月9日までの間に区選挙管理委員会か区役所の出張所に補充選挙人名簿登録申請書を出せば投票

せん。このため、以前の投票所でないと投票できませんのでご了承ください。

選挙の問い合わせは

選挙管理委員会事務局へ



市選管	☎	2551
	☎	3551
門司区選管	③	1881
小倉区選管	⑤⑥	4131
若松区選管	⑦⑥	5321
八幡区選管	⑥	0801
戸畑区選管	⑧⑦	1501

発行日 10月26日市内全世帯配布

発行 北九州市 ☎2551

編集 総務局行政課 印刷 合資会社 吉田印刷所(若松区)